

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月27日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

### 鳥取県公安委員会規則第3号

#### 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項及び追加別表細目を除く。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（交通規制の効力の発生時期等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 道路工事その他やむを得ない理由のため、一時的に交通規制の効力を停止する場合は、道路標識等を撤去し、又は被覆して行うものとする。</u></p>	<p>（交通規制の効力の発生時期等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p>
<p>（軽車両が道路を通行する場合の灯火）</p> <p>第7条 令第18条第1項第5号の規定により軽車両（そり及び牛馬を除く。以下同じ。）がつけなければならない灯火は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>橙色又は赤色で夜間後方100メートルの距離から点灯を確認することができる光度を有する尾灯。ただし、夜間後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第32条第2項の基準に適合する前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から容易に確認できる反射器材で反射光の色が橙色又は赤色であるものを備え付けているときは、尾灯をつけることを要しない。</u></p>	<p>（軽車両が道路を通行する場合の灯火）</p> <p>第7条 令第18条第1項第5号の規定により軽車両（そり及び牛馬を除く。以下同じ。）がつけなければならない灯火は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 橙色又は赤色で夜間後方100メートルの距離から点灯を確認することができる光度を有する尾灯。ただし、夜間後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第32条第1項の基準に適合する前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から容易に確認できる反射器材で反射光の色が橙色又は赤色であるものを備え付けているときは、尾灯をつけることを要しない。</p>
<p>（軽車両の積載制限）</p> <p>第8条 <u>法第57条第2項の規定による軽車両の乗車人</u></p>	<p>（軽車両の積載制限）</p> <p>第8条 軽車両の運転者は、次に掲げる乗車人員又は</p>

員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) 略

(自動車以外の車両の牽引制限)

第9条 法第60条の規定による自動車以外の車両による牽引の制限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自動車以外の車両(トロリーバスを除く。)の運転者は、1台を超える車両を牽引してはならない。
- (2) 原動機付自転車の運転者は、牽引するための装置を有する原動機付自転車によって牽引されるための装置を有する車両を牽引する場合を除き、他の車両を牽引してはならない。
- (3) 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により自動車又は原動機付自転車(以下「故障車」という。)を牽引することがやむを得ない場合においては、前号の規定にかかわらず、次に定めるところによりその故障車を牽引することができる。

積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。

(1)～(4) 略

(自動車以外の車両の牽引制限)

第9条 自動車以外の車両(トロリーバスを除く。)の運転者は、1台をこえる車両を牽引してはならない。

- 2 原動機付自転車の運転者は、牽引するための装置を有する原動機付自転車によって牽引されるための装置を有する車両を牽引する場合を除き、他の車両を牽引してはならない。
- 3 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により自動車又は原動機付自転車(以下「故障車」という。)を牽引することがやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによりその故障車を牽引することができる。
  - (1) 牽引する原動機付自転車と故障車相互を堅ろうなロープ、鎖等(以下「ロープ等」という。)によって確実につなぐこと。
  - (2) その故障車に係る運転免許を受けた者に故障車に乗車させてハンドルその他の装置を操作させること。
  - (3) 牽引する原動機付自転車と故障車間の距離は5メートルをこえないこと。
  - (4) 故障車を牽引しているロープ等の見やすい箇所に0.3メートル平方以上の大きさの白色の布をつけること。

きる。

ア 牽引する原動機付自転車と故障車相互を堅ろ  
うなロープ、鎖等（以下「ロープ等」とい  
う。）によって確実につなぐこと。

イ その故障車に係る運転免許を受けた者に故障  
車に乗車させてハンドルその他の装置を操作さ  
せること。

ウ 牽引する原動機付自転車と故障車の距離  
は5メートルを超えないこと。

エ 故障車を牽引しているロープ等の見やすい箇  
所に0.3メートル平方以上の大きさの白色の布  
をつけること。

別表第1（第3条関係）

(1) 略

(2) 通行禁止の規制（カからコまでに掲げる車両  
については、一方通行及び指定方向外進行禁止を  
除く通行禁止の規制並びに一方通行以外の通行禁  
止の規制に関連して設置された指定方向外進行禁  
止の規制に限る。）の対象から除外する車両

ア～ケ 略

コ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受  
け、当該用途のために現に使用中のもの

(ア)～(オ) 略

(カ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283  
号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けて  
いる者であって、次に掲げる障害の種類に応  
じ、それぞれに定める障害の級別（身体障害  
者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15  
号）別表第5号に定める障害の級別をい  
う。）に該当する障害を有し、歩行が困難で  
あると認められるものが使用する車両（当該  
者を輸送する車両を含む。（キ）から（サ）ま  
でにおいて同じ。）

a～d 略

e 下肢不自由 1級から4級までの各級

f及びg 略

h 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による  
運動機能障害（移動機能） 1級から4級  
までの各級

i～n 略

(キ)～(コ) 略

(サ) (カ)から(コ)までに掲げるもののほか、  
これらに規定する手帳の交付を受けた者で、

別表第1（第3条関係）

(1) 略

(2) 通行禁止の規制（カからコまでに掲げる車両  
については、一方通行及び指定方向外進行禁止を  
除く通行禁止の規制並びに一方通行以外の通行禁  
止の規制に関連して設置された指定方向外進行禁  
止の規制に限る。）の対象から除外する車両

ア～ケ 略

コ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受  
け、当該用途のために現に使用中のもの

(ア)～(オ) 略

(カ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283  
号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けて  
いる者であって、次に掲げる障害の種類に応  
じ、それぞれに定める障害の級別（身体障害  
者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15  
号）別表第5号に定める障害の級別をい  
う。）に該当する障害を有し、歩行が困難で  
あると認められるものが使用する車両（当該  
者を輸送する車両を含む。（キ）から（コ）ま  
でにおいて同じ。）

a～d 略

e 下肢不自由 1級から3級の1までの各  
級

f及びg 略

h 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による  
運動機能障害（移動機能） 1級及び2級

i～n 略

(キ)～(コ) 略

歩行が困難なことにより社会生活が著しく制限されると公安委員会が認める者が使用する車両

- (3)及び(4) 略
- (5) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除外する車両  
ア～ウ 略  
エ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの  
(ア) 第2号コ(ア)から(サ)までに掲げる車両(イ)～(エ) 略  
オ 第2号コ(カ)から(サ)までに掲げる車両で、他の都道府県公安委員会から駐車禁止の規制の対象から除外する車両として指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの

別表第2(第7条の2関係)

路線名	区間
高速自動車国道中国横断自動車道(姫路鳥取線)	八頭郡智頭町大字市瀬地内高速自動車国道中国横断自動車道(姫路鳥取線)智頭インターチェンジから鳥取市河原町徳吉地内高速自動車国道中国横断自動車道(姫路鳥取線)河原インターチェンジまで
高速自動車国道中国横断自動車道(姫路鳥取線ランプ道)	鳥取市河原町徳吉地内高速自動車国道中国横断自動車道(姫路鳥取線)河原インターチェンジから同市河原町高福地内高速自動車国道中国横断自動車道(姫路鳥取線)河原インターチェンジ入口交差点まで
高速自動車国道中国横断自動車道(岡山米子線)	日野郡江府町大字下蚊屋地内岡山県境から米子市赤井手地内米子自動車道入口交差点まで
一般国道9号	岩美郡岩美町大字蒲生地内兵庫県境から米子市陰田町地内島根県境まで
略	
一般国道29号	八頭郡若桜町大字落折地内兵庫県境から鳥取市南隈地内南隈交差点まで
一般国道53号	八頭郡智頭町大字奥本地内岡山県境から同町大字市瀬地内一般国道53号智頭インターチェンジ入口交差点まで
一般国道53号	鳥取市河原町高福地内一般国道河原インター線と接する地点から同市秋里地

- (3)及び(4) 略
- (5) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除外する車両  
ア～ウ 略  
エ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの  
(ア) 第2号コ(ア)から(コ)までに掲げる車両(イ)～(エ) 略  
オ 第2号コ(カ)から(コ)までに掲げる車両で、他の都道府県公安委員会から駐車禁止の規制の対象から除外する車両として指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの

別表第2(第7条の2関係)

路線名	区間
高速自動車国道中国横断自動車道(岡山米子線)	日野郡江府町大字下蚊屋地内岡山県境から米子市赤井手地内米子自動車道入口交差点まで
一般国道9号	鳥取市秋里地内秋里交差点から米子市陰田町地内島根県境まで
略	
一般国道29号	八頭郡若桜町大字落折地内兵庫県境から鳥取市南隈地内南隈交差点まで
一般国道53号	鳥取市東町一丁目地内鳥取県庁交差点から同市秋里地内秋里交差点まで

	内秋里交差点まで		
一般国道313号（北条倉吉道路）	倉吉市和田地内一般国道313号（北条倉吉道路）倉吉インターチェンジから東伯郡北栄町弓原地内一般国道9号と接する地点まで		
一般国道373号	八頭郡智頭町大字駒帰地内岡山県境から同大字地内一般国道373号（志戸坂峠道路）駒帰インターチェンジまで		
一般国道373号（志戸坂峠道路）	八頭郡智頭町大字駒帰地内一般国道373号（志戸坂峠道路）駒帰インターチェンジから同町大字市瀬地内一般国道373号（志戸坂峠道路）智頭インターチェンジまで八頭郡智頭町		
一般国道373号（志戸坂峠道路ランプ道）	大字市瀬地内一般国道373号（志戸坂峠道路）智頭インターチェンジから同大字地内一般国道53号智頭インターチェンジ入口交差点まで		
略		略	
一般県道若葉台東町線	鳥取市若葉台南 丁目地内若葉台交差点から同市東町一丁目地内鳥取県庁交差点まで	一般県道若葉台東町線	鳥取市若葉台南 丁目地内若葉台交差点から同市東町一丁目地内鳥取県庁交差点まで
一般県道河原インター線	鳥取市河原町高福地内高速自動車国道中国横断自動車道（姫路鳥取線）河原インターチェンジ入口交差点から同市河原町高福地内一般国道53号と接する地点		
略		略	

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。